

議案第2号

恵庭市議会会議規則の一部改正について

恵庭市議会会議規則の一部を次のとおり改正することについて議決を求める。

令和4年10月27日提出

恵庭市議会議員 柏野大介 新岡知恵

記

恵庭市議会会議規則の一部を改正する規則

恵庭市議会会議規則（昭和48年議会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第37条第1項中「議長が所管の常任委員会又は議会運営委員会に付託する。」を「議長は、討論を用いずに会議に諮って所管の常任委員会又は議会運営委員会に付託することができる。」に改める。

第37条第3項中「前2項における提出者の説明及び第1項における委員会への付託」を「提出者の説明」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

恵庭市議会会議規則新旧対照表（抄）

現行	改正案
<p>第 1 条～第 36 条（略）</p> <p>（議案等の説明、質疑及び委員会付託）</p> <p>第 37 条 会議に付する事件は、第 141 条(請願の委員会付託)に規定する場合を除き、会議において提出者の説明を聞き、議員の質疑があるときは質疑の後、議長が所管の常任委員会又は議会運営委員会に付託する。</p> <p>_____ただし、常任委員会の所管にかかる事件は、議会の議決で特別委員会に付託することができる。</p> <p>2（略）</p> <p>3 <u>前 2 項における提出者の説明及び第 1 項における委員会への付託は、</u>討論を用いなくて会議にはかって省略することができる。</p> <p>第 38 条～第 168 条（略）</p>	<p>第 1 条～第 36 条（略）</p> <p>（議案等の説明、質疑及び委員会付託）</p> <p>第 37 条 会議に付する事件は、第 141 条(請願の委員会付託)に規定する場合を除き、会議において提出者の説明を聞き、議員の質疑があるときは質疑の後、議長は、<u>討論を用いなくて会議に諮って所管の常任委員会又は議会運営委員会に付託することができる。</u>ただし、常任委員会の所管にかかる事件は、議会の議決で特別委員会に付託することができる。</p> <p>2（略）</p> <p>3 <u>提出者の説明</u>_____は、討論を用いなくて会議にはかって省略することができる。</p> <p>第 38 条～第 168 条（略）</p>

議案第3号

恵庭市議会特別委員会の設置について

地方自治法第100条及び恵庭市議会委員会条例第6条の規定により、次の特別委員会を設置したいので、議決を求めます。

令和4年10月27日提出

恵庭市議会議員 柏野大介 新岡知恵

恵庭市議会議長 野沢宏紀様

1 設置する特別委員会名

ハラスメント問題調査特別委員会 委員数10名

2 調査事項

(1) 恵庭市議会議員によるハラスメントに関する事項

3 調査期間

ハラスメント問題調査特別委員会は、議会の閉会中も継続審査を行うことができるものとし、議会が終了議決するまで行うものとする。